

令和5年度給与改定（第4回）団体交渉

① 日 時 令和5年11月21日（火）21時51分～21時57分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、寺田副区長会副会長（新宿）、
桑村副区長会副会長（品川）、坂田副区長（千代田）、佐藤副区長（文京）、
杉浦副区長（渋谷）、渡辺副区長（杉並）、植竹副区長（葛飾）、
入澤副管理者（特人厚）、小林人事企画部長、林調査課長、新井勤労課長
（組合）多田中央執行委員長、西村副中央執行委員長、坂部副中央執行委員長、
渡辺書記長、萩原書記次長、泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、
森田常任中央執行委員、西大條常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員、
高橋常任中央執行委員

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

先月11日の人事委員会勧告以降、私どもは、その取扱いについて、総合的かつ慎重に検討を重ねてまいりましたが、本日、最終判断をいたしましたので、申し上げます。

まず、本年の給与改定については、人事委員会勧告のとおり実施することといたします。

具体的には、月例給について、勧告給料表のとおり改定することとし、本年4月1日から適用することといたします。

また、特別給について、勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き上げ、2.25月といたします。今年度については、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることといたします。

来年度以降の6月期、12月期の勤勉手当の支給月数につきましては、別紙「勤勉手当に係る支給月数の改正について（案）」のとおりです。

次に、業務職給料表について申し上げます。

これまでに申し上げてきたように、業務職給料表については、昨年度の交渉結果はもとより、本年の人事委員会勧告の内容やその取扱い、国の動向等を踏まえるという認識の下、改定に関し慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、業務職給料表について、「業務職給料表の改定について（案）」のとおり、行政職給料表（一）の改定に準じた引上げ改定をすることとし、勧告給料表と同じく、

本年4月1日から適用することといたします。

次に、会計年度任用職員に係る給与の取扱いについて申し上げます。

第一に、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することといたします。支給対象は、原則として任期が6か月以上の者とし、支給月数を管理職員以外の常勤職員と同様とし、令和6年度・令和7年度に限り、成績率の段階ごとの分布率及び一律拋出割合を0パーセントとする経過措置を設けることとします。

詳細は、「会計年度任用職員に係る勤勉手当の導入について（案）」のとおりです。

第二に、会計年度任用職員に係る給与の改定時期については、任期が3か月以内の者等を除き、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じることとします。

詳細は、「会計年度任用職員に係る給与の改定時期の見直しについて（案）」のとおりです。

第三に、会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数については、令和5年度に限り、常勤職員に係る特別給の改定月数と同月数を上乘せする特例措置を実施することとし、令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を1.3月とします。

詳細は、「会計年度任用職員に係る期末手当支給月数の取扱いについて（案）」のとおりです。

以上の項目に関し、改正が必要となる条例議案については、直ちに各区議会に提案できるよう準備をいたします。

なお、月例給、特別給とも今回の改定に伴う増額分については、各区議会における議決の後、できる限り速やかに支給できるよう手続を進めてまいります。

次に、担当技能長について申し上げます。

私どもは、引き続き、各区における担当技能長の運用状況について、労使で検証し、課題の共有化を図るとともに、必要に応じ、皆さんと協議を重ねてまいりたいと考えております。

その他の給与改定諸項目については、別紙のとおりといたします。

ただいま申し上げた私どもの考えは、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、本年の人事委員会勧告を踏まえて、熟慮に熟慮を重ねた結果の最終判断になりますので、是非ともご理解いただきたく存じます。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

皆さん方から示された考え方と回答は、これまでの私ども主張に対し、一定踏み込んだものと受け止めますが、この間の団体交渉や専門委員会で特に主張してきました「5号転」及び「熱中症対策」に係る要求については、踏み込んだ回答がなされませんでした。職員にとって、それぞれ喫緊に改善が必要である重要な課題であります。

改めて、皆さん方の考え方を伺います。

〈当局〉

ただいま、皆さんから発言のあった要求事項に係る今給与改定交渉における私どもの最終判断は、先ほどの専門委員会交渉で提示させていただいたとおりですが、「5号転」については、身体を酷使する清掃職員としての強い要求であることを受け止めております。また、「熱中症対策」については、年々、過酷さを増す尋常ではない暑さへの対策の重要性を理解いたします。引き続き、各区において適時適切な対応が図られるものと認識しております。

〈清掃労組〉

皆さん方から示された考え方と回答は、これまでの私どもの主張に対し、踏み込んだものと受け止めて、機関に持ち帰り判断することといたします。